

令和 2 年 度

第 1 回西条市地域公共交通活性化協議会

(書 面 決 議)

資 料

目 次

【協議事項関係】

令和 2 年度西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿（案）	1
令和元年度事業報告	2
令和元年度収支決算書	7
監査報告	8
令和 2 年度事業計画（案）	9
加茂地区デマンド型乗合タクシーの運行内容変更について（案）	13
令和 2 年度収支予算書（案）	17

【参考】

西条市地域公共交通活性化協議会規約	18
-------------------	----

令和2年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿（案）

令和2年4月1日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役 員	委 員			備考
		機 関 ・ 団 体	役職名	氏 名	
第1号	会 長	西条市	副市長	出口 岳人	
		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌	新任
第2号		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	秋山 健吾	新任
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	岩佐 隆	
第3号		西条警察署	交通課長	岡村 竜太	新任
		西条西警察署	交通課長	神野 圭一	新任
	副会長	西条市連合自治会	会長	高橋 典正	
		西条市老人クラブ連合会	会長	江原 哲治	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		西条市社会福祉協議会	会長	丹 勝敬	
	監 事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監 事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	新任
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	西山 保幸	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
アドバイザー	愛媛大学大学院理工学研究科		准教授	倉内 慎也	
	香川高等専門学校建設環境工学科		教授	宮崎 耕輔	
	松山大学法学部法学科		准教授	甲斐 朋香	
オブザーバー	愛媛県東予地方局総務企画部		地域政策課長	廣井 久典	新任
	愛媛県東予地方局建設部		建設企画課長	森 敦郎	新任

令和元年度 事業報告

1 西条市地域公共交通網形成計画見直し業務

令和2年3月末で計画期間が終了する「西条市地域公共交通網形成計画」について、計画期間を令和2年度から令和6年度までとする「西条市地域公共交通網形成計画」の策定を行った。3つの基本方針の下に7つの目標を掲げ、具体的な事業、評価手法の設定を行い、持続可能な交通システムの構築を図れるよう、本計画に基づき、公共交通に関する取組の推進及び実施することとする。

《基本方針・目標・事業》

基本方針1：住みやすさを実感できる移動サービスの充実

- ◆目標1：市域を網羅する交通ネットワークの形成
 - 事業1-1 周辺部と都市機能誘導区域間の移動利便性の向上
 - 事業1-2 都市機能誘導区域間の移動利便性の向上
- ◆目標2：住民ニーズに対応した移動サービスの提供
 - 事業2-1 都市機能誘導区域内の移動利便性の向上
 - 事業2-2 通院・買物移動に対応したダイヤ編成
 - 事業2-3 公共交通利用環境の整備

基本方針2：新たな需要の掘り起こしによる公共交通の利用促進

- ◆目標3：日常的な公共交通利用の促進
 - 事業3-1 通勤・通学利用の促進
 - 事業3-2 免許返納者の利用促進
- ◆目標4：観光2次交通の充実
 - 事業4-1 観光客に対応した2次交通の充実
 - 事業4-2 外来者へのわかりやすい情報提供

基本方針3：持続可能な交通施策・運行体制の確立

- ◆目標5：効率的なバス運行の実現
 - 事業5-1 バス運行の効率化
 - 事業5-2 競合を回避する路線・ダイヤの設定
- ◆目標6：行政負担の抑制
 - 事業6-1 サービス水準の適正化
- ◆目標7：公共交通の担い手確保
 - 事業7-1 交通事業者と行政の連携による担い手確保

2 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行

加茂地区の藤之石、千町及び荒川の住民を対象としたデマンド型乗合タクシーを運行した。

【登録状況等】

- 対象者数 藤之石・千町 36人、荒川 12名（令和2年3月末日現在）
- 登録者数 藤之石・千町 27人、荒川 3人（令和2年3月末日現在）

【運行概要】

- 運行エリア 加茂地区から西条市街地の主要施設を結ぶ区域
- 運行日 毎週火曜日（藤之石・千町 3回/月、荒川 1回/月）
- 運行ダイヤ

往路（加茂→市街地）		復路（市街地→加茂）	
出発時間	予約受付締切	出発時間	予約受付締切
8:30	前日 16:00	14:30	当日 13:30

【利用実績】

- 利用実績及び乗降場所別利用者数（単位：人）

年度	運行	運行回数/ 運行予定回数	利用人数	ファミリー マート	伊予西条駅	郵便局	市役所	水都市	フジグラン	中央病院	済生会病院	村上記念病院	合計
R元	行き	32/52	66	3	3	14	8	0	20	10	3	5	66
	帰り	29/52	50	0	0	0	0	0	43	2	1	4	50
合計		61/104	116	3	3	14	8	0	63	12	4	9	116
H30	行き	32/52	98	2	8	24	10	0	19	11	12	12	98
	帰り	33/52	68	0	0	1	2	0	37	4	5	19	68
合計		65/104	166	2	8	25	12	0	56	15	17	31	166
H29	行き	28/52	81	4	5	24	15	0	12	14	6	1	81
	帰り	24/52	51	0	3	3	4	5	34	2	0	0	51
合計		52/104	132	4	8	27	19	5	46	16	6	1	132
H28	行き	38/52	91	1	3	48	19	29年度から乗降場所に追加	7	9	2	2	91
	帰り	37/52	73	0	0	30	2		39	1	1	0	73
合計		75/104	164	1	3	78	21		46	10	3	2	164

- 運行経費実績（単位：円）

年度	運行費用(A)	運賃収入(B)	支払額(A-B)	助成額/人
R元	479,610	58,000	421,610	3,635
H30	555,120	83,000	472,120	2,844
H29	423,060	66,000	357,060	2,705
H28	585,960	82,000	503,960	3,073

- 1台あたり利用人数

H28：2.19人 H29：2.54人
H30：2.55人 R元：1.9人

3 丹原地域デマンド型乗合タクシー実証運行

丹原地域（旧丹原町）の住民を対象としたデマンド型乗合タクシーの実証運行を行った。

【登録状況等】

- 対象者数 11,651名（令和2年3月末日現在）
- 登録者数 157人（令和2年3月末日現在）

【運行概要】

- 運行エリア 丹原地域及びその区域から東予地域の一部施設を結ぶ区間
- 運行日 毎週火・水曜日
※ 楠窪及び千原地区は、火曜日と水曜日を週ごとで交互に運行する。（週1回運行）

○ 運行ダイヤ

	周桑病院方面行		保井野・楠窪・千原方面行	
	終点到着時刻	予約受付締切	起点出発時刻	予約受付締切
午前便	8:30	前日 16:00	11:30	当日 10:30
午後便	14:30	当日 11:30	16:30	当日 15:30

【利用実績】

○ 利用実績（単位：人）

年度	周桑病院方面			保井野等方面			周桑病院方面			保井野等方面			合計			稼働 日数	人/日
	8:30着			11:30発			14:30着			16:30発							
	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計		
R元	23	0	23	9	0	9	3	0	3	8	59	67	43	59	102	90	1.13
H30	4	0	4	1	0	1	0	0	0	1	0	1	6	0	6	6	1.00

※ 平成30年度は、平成31年2月及び3月の2か月間

○ 運行経費実績（単位：円）

年度	運行費用(A)	運賃収入(B)	支払額(A-B)	助成額/人
R元	172,170	36,250	135,920	1,332.5
H30	16,010	3,000	13,010	2,168.3

※ 平成30年度は、平成31年2月及び3月の2か月間

○ 利用傾向

- ・ 8:30着周桑病院方面行の便について、主な行先としては病院（周桑病院、渡部病院）、壬生川駅であった。
- ・ 11:30発保井野等方面行の便については、帰宅便となっている。
- ・ 14:30着周桑病院方面行の便について、利用者は少なく、商業施設での買い物目的となっている。

- ・ 16：30 発保井野等方面行の便については、帰宅便となっており、小人の利用者については同一人物であり丹原総合支所から自宅への帰宅用として利用している。

4 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部交通不便地域に居住する高齢者を対象としたタクシー料金に対する助成を行った。

【申請状況等】

- 対象世帯数 28世帯（令和2年3月末日現在）
- 申請世帯数 7世帯

【事業概要】

○ 利用条件

以下のすべての条件に該当する世帯を対象とする。

- ・ 住民登録のある75歳以上の在宅高齢者が同居する世帯
- ・ 振興山村の指定地域（旧大保木村、旧加茂村、旧千足山村及び旧桜樹村）に居住する世帯
- ・ 路線バスのバス停から半径400m外又はバス路線から左右400m外に居住する世帯
- ・ 市税等の滞納がない世帯

- 助 成 額 年間12,000円/世帯（助成券1,000円×12枚）

【利用実績】

年度	運行件数		運賃総額	助成券使用枚数	助成金額	自己負担額
R元	行き	11件	36,670円	20枚	20,000円	16,670円
	帰り	5件	15,930円	8枚	8,000円	7,930円
	計	16件	52,600円	28枚	28,000円	24,600円
H30	行き	8件	34,310円	21枚	21,000円	13,310円
	帰り	5件	19,500円	12枚	12,000円	7,500円
	計	13件	53,810円	33枚	33,000円	20,810円
H29	行き	10件	43,770円	27枚	27,000円	16,770円
	帰り	6件	23,700円	15枚	15,000円	8,700円
	計	16件	67,470円	42枚	42,000円	25,470円

5 地域公共交通確保維持改善事業

市内を運行する路線バス（対象路線：保井野線、加茂線、西之川線）に対し、国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用していることから、事業実施に必要な以下の計画認定及び事業評価を実施した。

- 令和２年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定
- 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価

令和元年度 西条市地域公共交通活性化協議会 収支決算書

【歳入】

(単位：円)

款 項 目	予算額	決算額	差額	説明
1 負担金				
1 負担金				西条市
1 負担金	14,679,000	6,040,634	△ 8,638,366	
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	2,205,623	2,205,623	0	
4 諸収入				
1 諸収入				利息
1 諸収入	377	32	△ 345	
合計	16,885,000	8,246,289	△ 8,638,711	

【歳出】

(単位：円)

款 項 目	予算額	決算額	差額	説明
1 運営費	949,000	428,340	△ 520,660	
1 会議費				・ 報償費、旅費
1 会議費	657,000	328,340	△ 328,660	
2 事務費				・ 需用費
1 事務費	292,000	100,000	△ 192,000	・ 役務費
2 事業費				・ 西条市地域公共交通網 形成計画見直し業務委託 料
1 事業費				・ 加茂地区、丹原地域デ マンド型乗合タクシー実 証運行費
1 事業費	15,936,000	5,091,634	△ 10,844,366	・ 山間部交通不便地域移 動助成事業費
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	0	0	0	
合計	16,885,000	5,519,974	△ 11,365,026	

次年度繰越金 8,246,289 — 5,519,974 = 2,726,315

監 査 報 告

令和元年度西条市地域公共交通活性化協議会の会計帳簿及び関係書類について監査した結果、いずれも適正に処理されていることを報告します。

令和2年4月16日

西条市地域公共交通活性化協議会

監事 星加 隆夫 

監事 渡部 英志 

令和２年度 事業計画（案）

１ 西条市地域公共交通再編実施業務

令和元年度に策定した西条市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な西条市の公共交通体系の構築を図ることを目的に、令和２年度からの取組みとして、下記のとおり事業を実施していくこととする。

（１）バス路線の再編

① バス路線の再編案作成

- 乗降調査結果等を基に、非効率な運行箇所の新編計画案を作成する。
- 新たな乗り入れ目的地を検討し、乗り入れ案を作成する。

② 路線見直し基準の作成

- バス、デマンド型乗合タクシーを含めた減便や代替施策の検討の判断根拠となる「見直し基準」を作成する。

網形成計画 との関係性	① 非効率なバス路線の新編（１-１） ② 既存バス路線による主要施設間循環線の設定（２-１） ③ 新たな移動目的地への乗り入れ（２-１） ④ 需要に応じた新編（５-１） ⑤ 路線見直し基準の設定（６-１）
----------------	--

（２）バスダイヤの調整

① 西条市内バス路線ダイヤの改正案作成

- 西条市内路線（せとうち周桑バス５路線、瀬戸内運輸３路線）について、ＪＲ等との接続の改善、路線同士の競合回避、利用者の生活行動に合わせたダイヤ設定を目的にダイヤ改正案を作成する。

網形成計画 との関係性	① ＪＲ駅での予讃線と支線との接続の改善（１-２） ② 地域内交通・幹線と支線の接続の改善（１-２） ③ 高齢者に対応した午前中のダイヤの充実（２-２） ④ 通勤・通学時間に対応したダイヤの改善等（３-１） ⑤ ＪＲ予讃線と西之川線の接続の充実（４-１） ⑥ オレンジフェリーとその他の公共交通との連携の充実（４-１） ⑦ 同一時間帯の路線重複の解消（５-１） ⑧ 交通機関の間での競合回避（５-２）
----------------	---

(3) デマンド型乗合タクシーの導入検討

① デマンド型乗合タクシーの導入マニュアルの作成

- デマンド型乗合タクシーを導入する際の考え方、手順、ダイヤ設定方法等を検討し、マニュアル化する。

網形成計画 との関係性	① デマンド型乗合タクシーの導入検討 (1-1)
----------------	--------------------------

(4) 外来者へのわかりやすい公共交通情報提供の実施

① J R伊予西条駅、壬生川駅、伊予三芳駅での必要情報の検討とデータ作成

- 各駅に必要な公共交通情報を検討し、具体的な情報提供データを作成する。

網形成計画 との関係性	① J R伊予西条駅・壬生川駅・伊予三芳駅でのバス情報の充実 (4-2) ② J R伊予西条駅での表示の多言語化 (4-2)
----------------	---

2 加茂地区デマンド型乗合タクシーの運行

山間部の千町・藤之石、荒川地区と市街地を結ぶ地区住民の通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。

【対象者】 加茂地区にお住まいの方

【運行エリア】 加茂地区から西条市街地の主要施設を結ぶ区域

【運行日】 毎週火曜日（藤之石・千町3回/月、荒川1回/月）

【運行ダイヤ】

往路（加茂～市街地）		復路（市街地～加茂）	
出発時間	予約受付締切	出発時間	予約受付締切
8：30	前日 16：00 まで	14：30	13：30 まで

※ 令和2年9月末で瀬戸内運輸路線バス「加茂線」廃止に伴う川来須方面便増便については、令和2年2月13日開催の本協議会において、承認いただいたところではありますが、詳細につきましては、13ページ以降に記載しております。

3 丹原地域デマンド型乗合タクシー実証運行

西条市における新たな交通体系の構築として、丹原地域においてデマンド型乗合タクシー（丹原地域よりそいタクシー）の実証運行を継続する。

【対 象 者】 丹原地域にお住まいの方

【運行エリア】 丹原地域内及びその区域から東予地域の一部施設を結ぶ区間

【運 行 日】 毎週火・水曜日

※ 楠窪及び千原地区は、火曜日と水曜日を週ごとで交互に運行する。（週 1 回運行）

【運行ダイヤ】

	周桑病院方面行き		保井野・楠窪・千原方面行き	
	終点到着時刻	予約受付締切	起点出発時刻	予約受付締切
午前便	8 : 30	前日 16 : 00	11 : 30	当日 10 : 30
午後便	14 : 30	当日 11 : 30	16 : 30	当日 15 : 30

4 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部の交通不便地域（バス路線から離れ、交通施策の導入されていない振興山村地域）の高齢者世帯への移動時における助成事業としてタクシー利用券の交付を継続することにより、移動手段の確保を図る。

【対 象 者】

- ・ 住民登録のある 75 歳以上の在宅高齢者が同居する世帯
- ・ 振興山村の指定地域に居住する世帯
- ・ 路線バスのバス停から半径 400 m 外又はバス路線から左右 400 m 外に居住する世帯
- ・ 市税等の滞納がない世帯

【交付枚数】 1 世帯につき年間 12,000 円（額面 1,000 円×12 枚）

5 地域公共交通確保維持改善事業

- ・ 令和3年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定
- ・ 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価

《地域内フィーダー系統補助の概要》

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行についての支援。（補助対象路線：西之川線、加茂線、保井野線）

加茂地区デマンド型乗合タクシーの運行内容変更について（案）

【変更理由】

加茂地区と市街地を運行する瀬戸内運輸株式会社「加茂線」が令和2年9月30日をもって廃線となることに伴い、加茂地区のうち、加茂地区デマンド型乗合タクシーを導入している「藤之石・千町」及び「荒川」地区以外が公共交通空白地域となる。これに対し、加茂地区住民の生活交通手段確保を図るため、新たに川来須方面にも対応した運行内容に変更し、加茂地区全域を対象とした交通体系を構築する。

【運行内容（※下線部：現行からの変更箇所）】

1 運行区域

加茂地区と西条市街地の主要施設を結ぶ区域

2 運行方法

デマンド型乗合タクシー（予約制）

※運行ダイヤ、指定された目的地を最短経路で結ぶ予約制の「乗り合い方式」

3 運行日

毎週火曜日（祝日・年末年始（12/29～1/3）運休）

※ 祝日が運行日と重複した場合は、祝日以後で一番近い平日を運行日とする。

※ 荒川方面については、偶数月の第1火曜日を運行日とする。

※ 詳細は、運行カレンダー（案）のとおり

4 運行ダイヤ

	往路（加茂→市街地）		復路（市街地→加茂）	
	起点出発時間	予約受付締切	起点出発時間	予約受付締切
1	8:30	前日 16 時まで	14:30	1 時間前まで

5 停留所（乗降場所）

(1) 加茂地区内

自宅前、藤之石集会所、千町集会所、大平集会所、旧川来須バス停、下津池集会所、加茂公民館及び加茂郵便局

(2) 市街地

- 医療機関 西条中央病院、済生会西条病院、村上記念病院
- 商業施設 水都市、ファミリーマート西条加茂川店、フジグラン西条、マックスバリュ西条神拝店
- 交通機関 伊予西条駅、小川バス停、常心バス停
- 公共施設 西条市役所、西条郵便局

6 利用料金

利用料金（1人1乗車につき）	
大人（中学生以上）	小人（小学生以下）
500 円	250 円

※未就学児は、大人（保護者）1人につき1人無料

7 運行事業者

- 委託先：新居地区旅客自動車協同組合
- 運行者：渡部タクシー、石鎚タクシー、瀬戸タクシー

8 運行費用

車両	時間制運賃 (30分ごと)	運行時間（片道）		
		藤之石・千町	川来須	荒川
		出庫時から 1時間30分	<u>出庫時から 1時間30分</u>	出庫時から 1時間
中型車	2,830 円	8,490 円	<u>8,490 円</u>	5,660 円
小型車	2,460 円	7,380 円	<u>7,380 円</u>	4,920 円

※ 時間制運賃は、愛媛県東予交通圏の公定幅運賃に基づく。

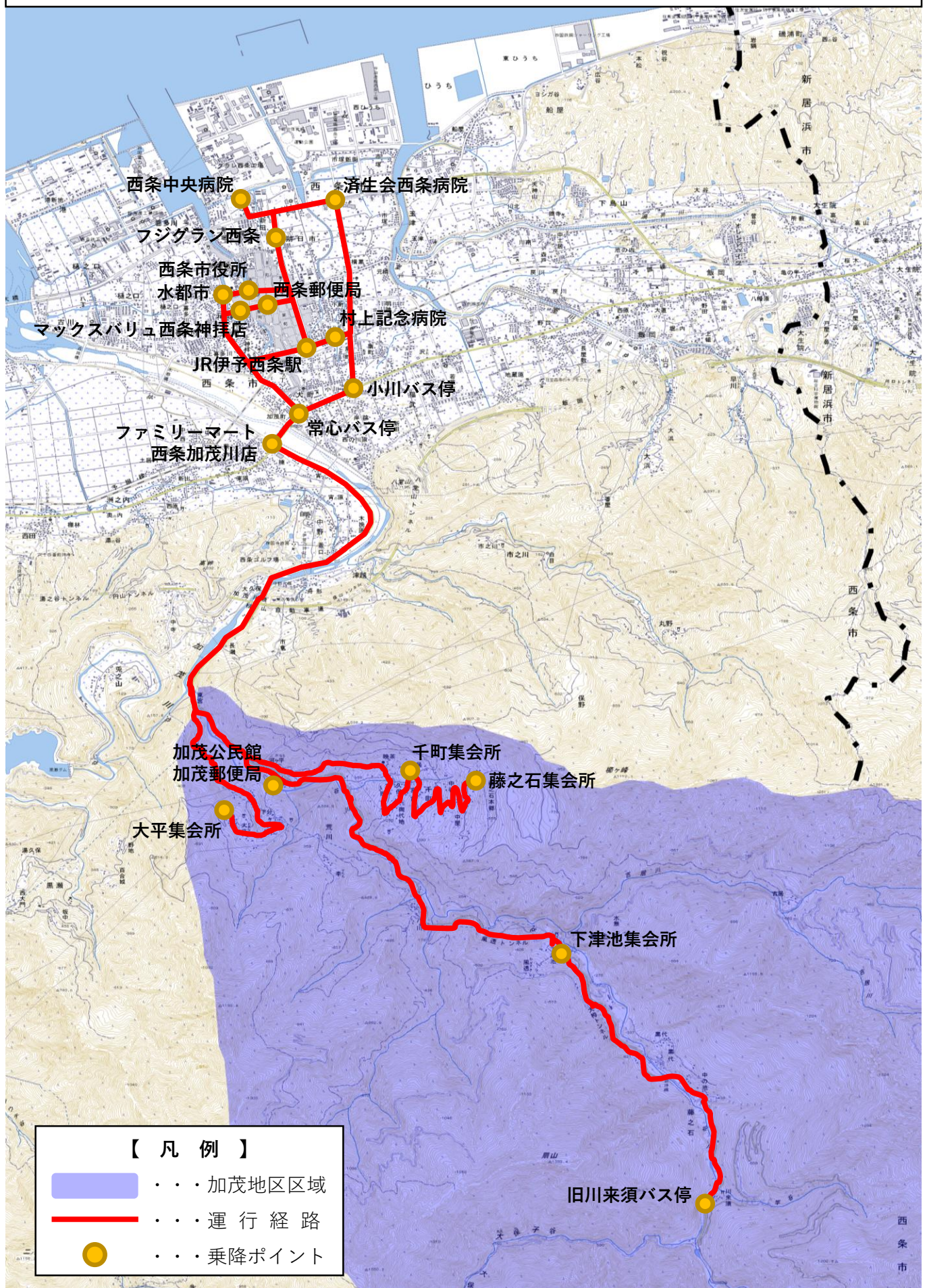
9 川来須方面運行開始時期

令和2年8月上旬予定

※ 荒川地区の運行回数について

令和2年2月13日開催の本協議会において、荒川地区の便を廃止する方向で報告を行ったが、検討の結果、今後において利用ニーズが発生した場合に柔軟に対応するため、荒川便も維持することとする。ただし、現在の利用状況を考慮し、川来須便運行開始に合わせて低頻度での運行に変更する。（現在：1か月に約1回、変更後：2か月に1回）

西条市加茂地区デマンド型乗合タクシー運行区域図（案）



令和2年度 加茂地区よりそいタクシー運行カレンダー（案）

【令和2年4月～7月】

…藤之石・千町運行日
…荒川運行日

【令和2年8月以降】

…藤之石・千町および川来須運行日
…全地区運行日

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月 ※川来須方面運行開始

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和2年度 西条市地域公共交通活性化協議会 収支予算書（案）

【歳入】

（単位：円）

款 項 目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 負担金				
1 負担金				・ 西条市
1 負担金	13,111,000	14,679,000	△ 1,568,000	
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	2,726,315	2,205,623	520,692	
4 諸収入				
1 諸収入				・ 利息
1 諸収入	685	377	308	
合計	15,838,000	16,885,000	△ 1,047,000	

【歳出】

（単位：円）

款 項 目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 運営費	813,000	949,000	△ 136,000	
1 会議費				・ 報償費
1 会議費	659,000	657,000	2,000	・ 旅費
2 事務費				・ 需用費
1 事務費	154,000	292,000	△ 138,000	・ 役務費
2 事業費				・ 西条市公共交通再編実施支援業務委託料
1 事業費				・ 加茂地区、丹原地域デマンド型乗合タクシー実証運行費
1 事業費	15,025,000	15,936,000	△ 911,000	・ 山間部交通不便地域移動助成事業費
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	0	0	0	
合計	15,838,000	16,885,000	△ 1,047,000	

西条市地域公共交通活性化協議会規約

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所の位置）

第2条 協議会の事務所は、西条市明屋敷164番地西条市役所内に置く。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- （2） 網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3） 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 1人
- （3） 監事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（役員の選任及び職務）

第6条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長とな

る。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第3条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置く。

- 2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第13条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第 14 条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。
(決算)

第 15 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第 6 条第 5 項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

別表（第4条関係）

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	西条市
法第6条第2項第2号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	四国地方整備局松山河川国道事務所
法第6条第2項第3号	西条警察署
	西条西警察署
	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	西条市社会福祉協議会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	西条市医師会
	瀬戸内運輸労働組合
	四国運輸局愛媛運輸支局
	西条市観光物産協会